

## 委第2号議案

つくば市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年9月18日

提出者 議会運営委員長 北 口 ひとみ

つくば市議会委員会条例の一部を改正する条例

つくば市議会委員会条例（昭和62年つくば市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(5) 予算決算委員会 27人

予算及び決算に関する事項

第14条第2項中「会議規則」を「つくば市議会会議規則（昭和62年つくば市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）」に改める。

第26条の次に次の1条を加える。

（分科会及び小委員会）

第26条の2 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

第35条第2項を削る。

第62条中「長期」を「永年」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項に1号を加える改正規定及び第26条の次に1条を加える改正規定は、令和2年11月30日から施行する。



第35条 (略)

第36条—第61条 (略)

(会議録の保存年限)

第62条 委員会の記録の保存年限は、永年とする。

第63条 (以下略)

第35条 (略)

2 委員会は、審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、  
中間報告をすることができる。

第36条—第61条 (略)

(会議録の保存年限)

第62条 委員会の記録の保存年限は、長期とする。

第63条 (以下略)